

鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画

平成27年5月

鳥 取 県

目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	管理が行われるべき区域	1
5	管理の目標	
	(1) 現状	
	ア 生息環境	2
	イ 生息動向及び捕獲状況等	7
	ウ 被害及び被害防除状況	15
	エ 狩猟者の動向	18
	(2) 管理の目標	21
	(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方	21
6	数の調整に関する事項	
	(1) 個体数管理の目標	22
	(2) 個体数管理の方法	
	ア 狩猟	22
	イ 許可捕獲	23
	ウ 狩猟免許所持者の確保	23
	エ 個体数調整の推進	23
7	被害防除に関する事項	
	(1) 侵入を防ぐ対策	
	ア 集団的・効果的な侵入防止柵の設置促進	24
	イ 低コストで効果的な侵入防止柵の導入	24
	(2) 対策技術の普及・人材育成等	
	ア イノシシ等被害防止相談・支援体制の整備	25
	イ モデル地区設定による鳥獣被害防止技術の実証・普及	25
	ウ 民間指導者の活用	26
	エ 研修会等の開催	26
	(3) 取組の体制	26
8	生息地の保護及び整備に関する事項	
	(1) 生息環境の保護	26
	(2) 生息環境の整備	
	ア 採餌環境の改善	26
	イ 誘引物の除去	26
	ウ その他	26
9	その他管理のために必要な事項	
	(1) モニタリングの実施	
	ア 被害状況調査	27
	イ 捕獲状況調査	27
	ウ 生息密度調査	27
	エ 生息環境調査	27
	(2) 計画の推進体制	
	ア 合意形成	27
	イ 特定鳥獣保護管理検討会	28
	ウ 関係機関の連携強化	28
	(3) その他	28
	《参考》	
	【鳥獣被害対策推進の基本体系】	29

1 計画策定の目的及び背景

ニホンジカ (*Cervus nippon*、以下「シカ」という。)は地域における生態系の重要な構成要素と言えるが、全国的にシカの生息数は増加傾向にあり、十数年前から農林業に大きな被害を及ぼすとともに農林業者の就労意欲の減退を招き、植生をはじめとする生態系に影響を及ぼしていることから、各地でさまざまな対策が実施されてきた。

シカの生物学的特徴としては、体長 90 ～ 160 センチメートル、体重 50 ～ 100kg、栄養条件が良い個体は 1 歳から繁殖を開始し、一産一仔で毎年 5 ～ 7 月に出産する。最長寿命は 10 ～ 15 歳と言われていたが、県内ではより高齢の個体も確認されており、最近の暖冬は死亡率を低下させ、個体数の一層の増加を助長している。鳥取県においては、弥生時代の遺跡からシカの骨製の道具が多く出土し、かつては各地に生息していたことがうかがわれるが、近年の記録によると昭和 50 年代半ばにかけては稀に捕獲される程度で生息域は非常に限定的であったと推察される。

ところが、平成 20 年度には農林業被害額は 1 千万円を超えて、県東部の中山間地域を中心とした農林業生産活動に大きな影響を与えており、今後それらの被害が県下全域に拡大することが懸念されたことから、平成 22 年度にニホンジカ保護管理計画を策定して、日捕獲頭数規制の緩和等を行い計画的な管理により、人とシカとの共存を図っている。

平成 22 年度は、秋のブナ科堅果類の凶作や多雪による餌不足により、スギ、ヒノキ等の林業被害が多く発生して、県内の農林業被害は過去最高の 6 千万円に達し、多雪により捕獲も過去最高の 3,668 頭を記録したが、平成 23 年度の糞塊調査では、被害が急増した平成 20 年度に比べても依然として高い生息密度が維持されていると推察される。こうした現状から、農林業被害や生態系への影響を軽減させ、シカによる生物多様性の衰退を防いで回復させるために、引き続き高い捕獲圧をかけて生息数(密度)を減少させることが必要である。科学的な調査・知見に基づいてシカの計画的な管理を行い、生息数を長期にわたり安定的に維持しながら人との軋れきを軽減し、互いに共存することを目的として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)(以下、「鳥獣保護管理法」という。)第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく第二種特定鳥獣管理計画「鳥取県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画」を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

3 計画の期間

平成 27 年 5 月 29 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

第 11 次鳥獣保護管理事業計画期間内

4 管理が行われるべき区域

鳥取県全域とする。

5 管理の目標

(1) 現状

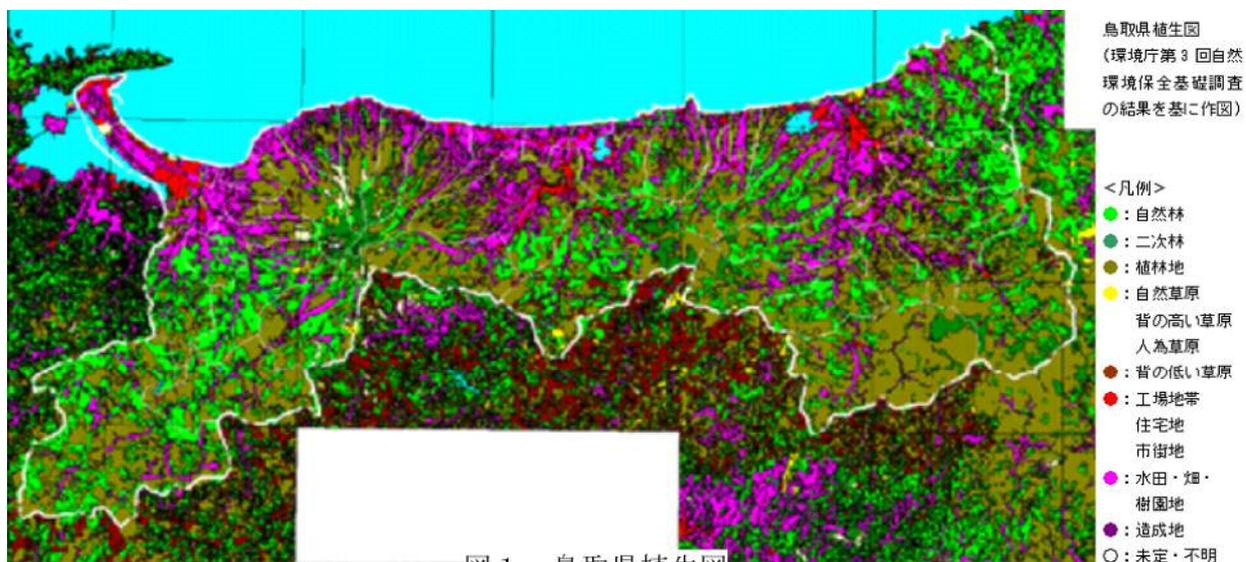
ア 生息環境

(ア) 植生

図1に第3回環境庁自然環境保全基礎調査の結果を自然度を参考に再分類した植生図を示した。鳥取市、倉吉市、米子市、境港市の中心に市街地・住宅地が広がり、千代川、天神川、日野川とその支流の流域に水田や畑などの耕作地が分布している。

北部は日本海に面し、海岸地帯にはクロマツが生育するほか、スダジイ、タブノキを主とした常緑広葉樹林が広がっている。

大山、三国山、東山、氷ノ山等の山岳地帯には、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が発達しているが、他の森林はスギ、ヒノキなどの植林と二次林である。



(イ) 耕地の利用状況

図2に昭和60年度から平成22年度までの耕作地(水田, 畑, 樹園地)と耕作放棄地の面積の変化を5年毎に示した。昭和60年度から平成22年度にかけて、水田が約30パーセント、畑が約15パーセント、そして樹園地では約65パーセントの面積が減少している。一方、耕作放棄地は昭和60年度に628ヘクタールだったのが、平成22年度には約5.8倍の3,616ヘクタールになっている。耕作地面積の減少分の約26パーセントが耕作放棄地になったことになる。耕作放棄地がシカの採餌環境を向上させ個体数増加を助長している可能性も考えられる。

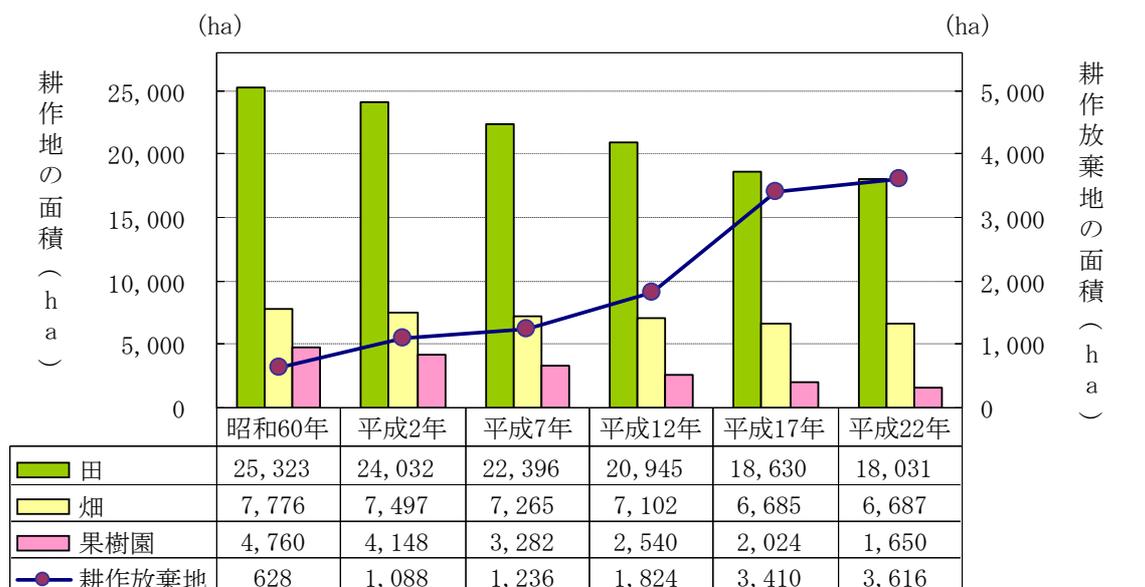


図2 耕作地及び耕作放棄地の面積の推移 (農林業センサス)

(ウ) 森林の現況

本県の森林の構成をみると、戦後、スギ・ヒノキを中心とする人工林の造成が進められ、人工林率は昭和44年の33.3パーセントから、平成21年度には54.2パーセントにまで増加している。集落・農地の近郊の里山林や原野採草地の多くも人工林に転換されており、その結果、間伐を中心とする保育作業が緊急の課題となっている。

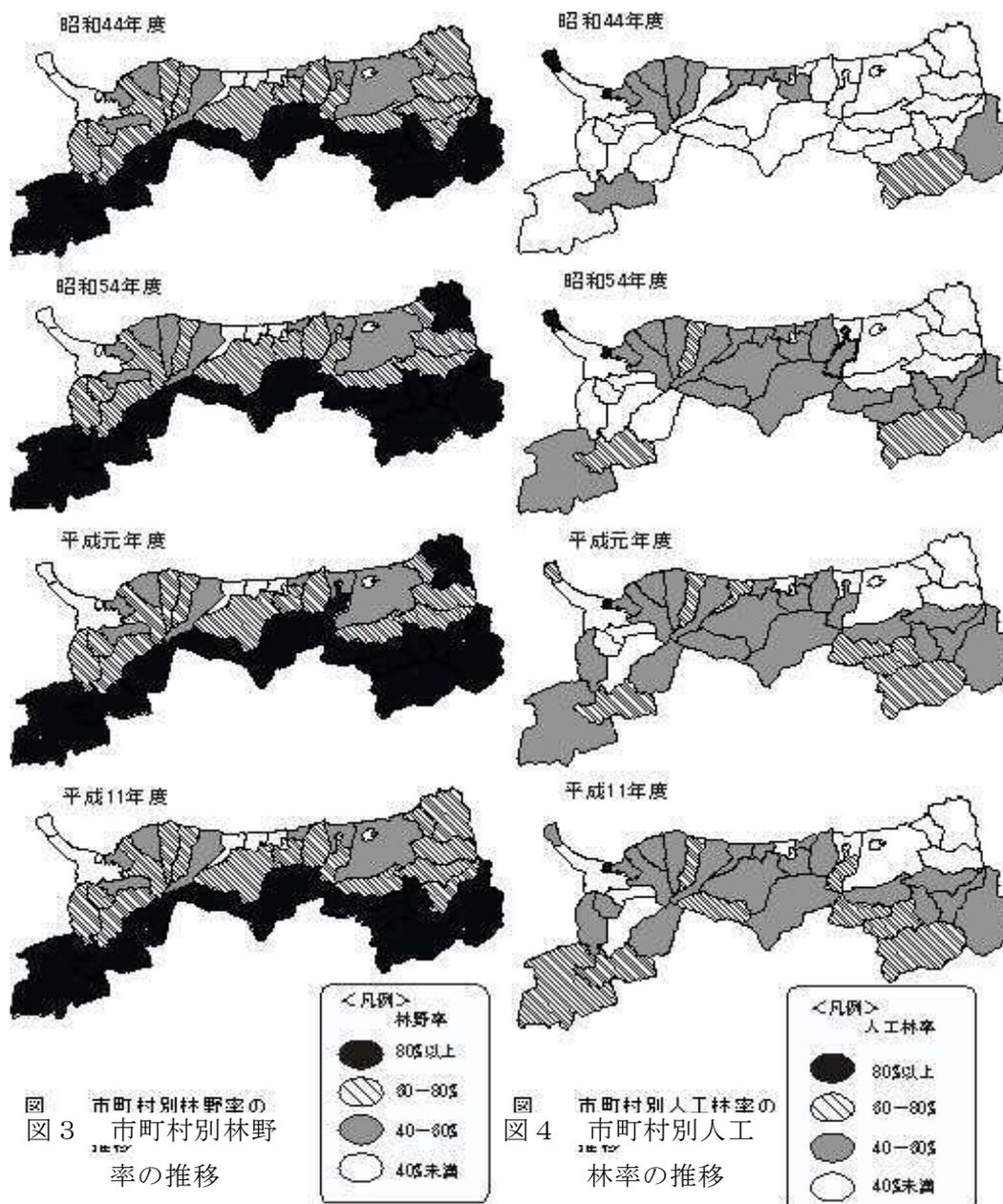
表1 林野率及び人工林率の推移

	昭和44年	昭和54年	平成元年	平成11年	平成16年	平成21年
林野率	74.9%	74.8%	74.5%	73.8%	73.7%	74.1%
人工林率	33.3%	47.3%	52.1%	53.8%	54.1%	54.2%

(鳥取県林業統計)

平成21年度に、若干林野率の上昇がみられたが、森林面積の精査によるもので実質的に平成11年以降は大きな変化がない。そこで、図3に昭和44年度から平成11年度までの各市町村の林野率の変化を10年ごとに示したが、30年間で大きな変化は見られない。

同じく図4には昭和44年度から平成11年度までの各市町村の人工林率の変化を10年ごとに示した。人工林率は上昇している市町村が多く、人工林が60パーセントを占める市町村は、昭和44年には3市町村であったが、平成11年度には9市町村に増加している。また40から60パーセントの市町村も11から21に増加している。シカは草食性であるため、草本類の繁茂する幼齢造林地は好適な生息地となり、人工林の増加初期にはその地域でシカの密度が増加した可能性がある。



(エ) 最深積雪深の推移

表2に最深積雪深を年代順に示した。図5に各地点の変化をグラフにあらわした。観測地点の位置及び最深積雪深(1979年から1992年の平均値)の分布図を図6に示した。各地点に概ね共通する現象として昭和48年と昭和58年の豪雪があるが、それ以降は、そのレベルに達するような積雪深を示す年はない。平成以後に限定してみると、春米(若桜町)、吉方(鳥取市)、智頭(智頭町)、鏡ヶ成(江府町)、阿毘縁(日南町)などで、以前より積雪が少ない年が多くなっており、積雪量が増加傾向にある地点はない。

表2 最深積雪深の推移

(単位：cm)

年度	国府町 中河原	若桜町 春米	鳥取市 吉方	智頭町 智頭	三朝町 中津ダム	関金町 笹ヶ平	江府町 如来原	溝口町 榎水原	江府町 鏡ヶ成	日南町 阿毘緑	観測地点 の平均値
昭和36年			51	60	266						125.7
昭和37年			50	75	252						125.7
昭和38年			14	47	159						73.3
昭和39年	62		33	50	190		69				80.8
昭和40年	55		27	60	128		67				67.4
昭和41年	70		36	67	203		108				96.8
昭和42年	55		36	63	227		175	350			151.0
昭和43年	53		43	47	138		50	110			73.5
昭和44年	115		70	55	185		88	156		95	109.1
昭和45年	102		51	65	200		110	230	360	124	155.3
昭和46年	22		10	20	100		64	132	150	81	72.4
昭和47年	40		25	38	70		40	46	140	37	54.5
昭和48年	65		48	60	303		150	292	500	153	196.4
昭和49年	97		62	85	288		106	245	360	151	174.3
昭和50年	50	210	36	29	164	172	65	138	300	130	129.4
昭和51年	190	305	105	78	225	230	91	225	330	124	190.3
昭和52年	75	150	48	63	181	200	59	156	330	100	136.2
昭和53年	31	70	15	26	95	80	68	88	120	94	68.7
昭和54年	67	165	41	15	103	130	78	120	240	103	106.2
昭和55年	118	238	72	45	162	220	122	200	415	125	171.7
昭和56年	91	235	74	43	184	240	120	235	315	115	165.2
昭和57年	63	135	35	38	87	130	60	60	160	67	83.5
昭和58年	172	565	95	129	348	265	170	245	325	164	247.8
昭和59年	80	170	65	40	186	250	95	165	315	92	145.8
昭和60年	78	175	56	27	175	215	83	192	240	120	136.1
昭和61年	65	120	55	45	87	135	70	100	200	95	97.2
昭和62年	75	190	50	28	136	160	80	125	240	65	114.9
昭和63年	30	100	25	32	69	90	47	55	135	55	63.8
平成元年	94	190	86	10	103	150	55	105	220	91	110.4
平成2年	33	195	30	48	130	210	78	167	270	110	127.1
平成3年	38	170	23	32	225	180	65	194	230	45	120.2
平成4年	41	160	21	51	126	105	75	110	170	53	91.2
平成5年	35	145	18	69	205	185	120	230	280	132	141.9
平成6年	140	217	88	76	268	255	81	270	260	91	174.6
平成7年	70	249	39	56	268	193	95	180	275	89	151.4
平成8年	20	190	9	19	183	150	93	165	170	80	107.9
平成9年	25	116	19	25	120	140	70	140	195	63	91.3
平成10年	90	219	68	64	207	124	63	135	190	45	120.5
平成11年	95	255	67	70	270	190	82	211	280	79	159.9
平成12年	50	166	37	55	219	166	68	160	220	49	119.0
平成13年		148	39	37	159	101	55	105	190	59	99.2
平成14年		121	26	29	145	130	68	195	260	98	119.1
平成15年		153	30	46	223	160	80	210	235	82	135.4
平成16年		198	51	46	218	138	75	180	240	87	137.0
平成17年		298	46	72	250	157	138	211	255	173	177.8
平成18年		79	17	24	70	59	47	80	120	39	59.4
平成19年		278	41	49	270	200	110	235	320	105	178.7
平成20年		238	29	78	205	120	130	200	270	104	152.7
平成21年		138	31	17		84	58	125	160		87.6
平成22年		306	63	87		150	148	230	260		177.7

※鳥取、智頭は気象台データ、中津ダムは県企業局データ、その他は県土整備局データ

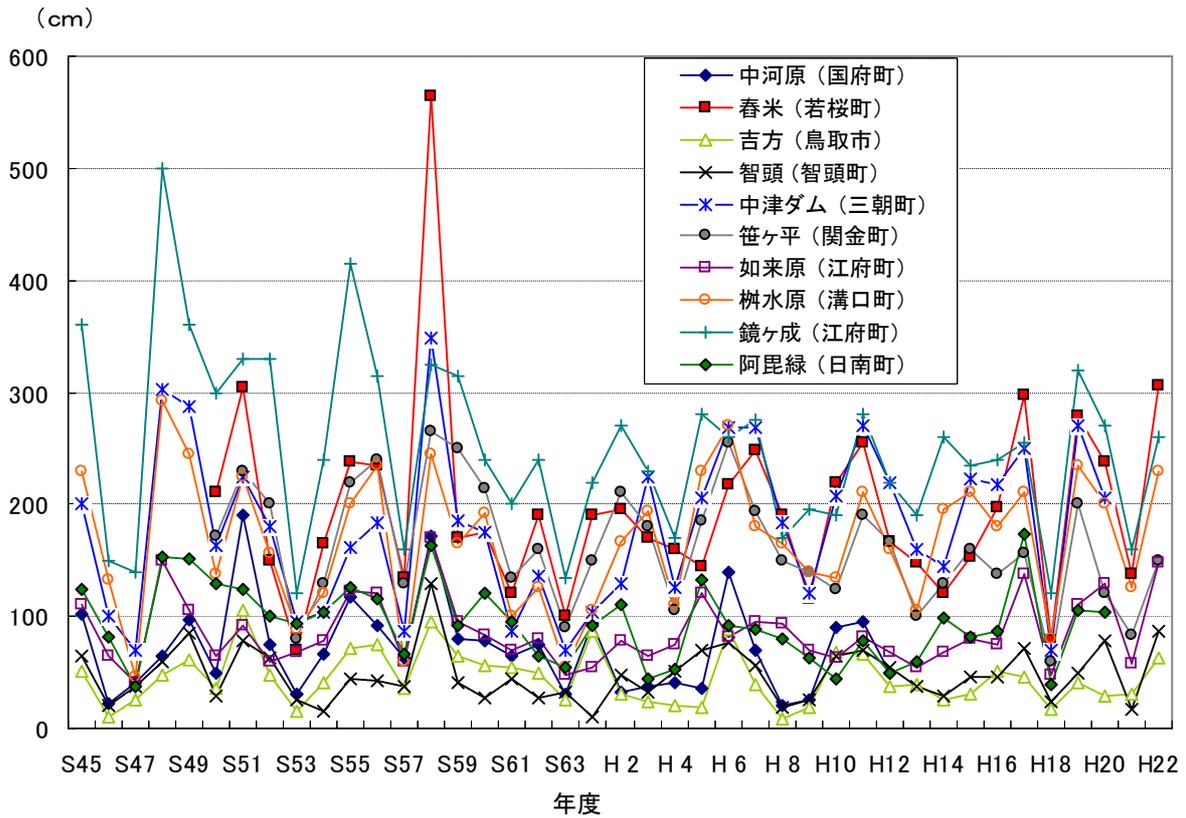


図5 各地点の最深積雪深の年変動

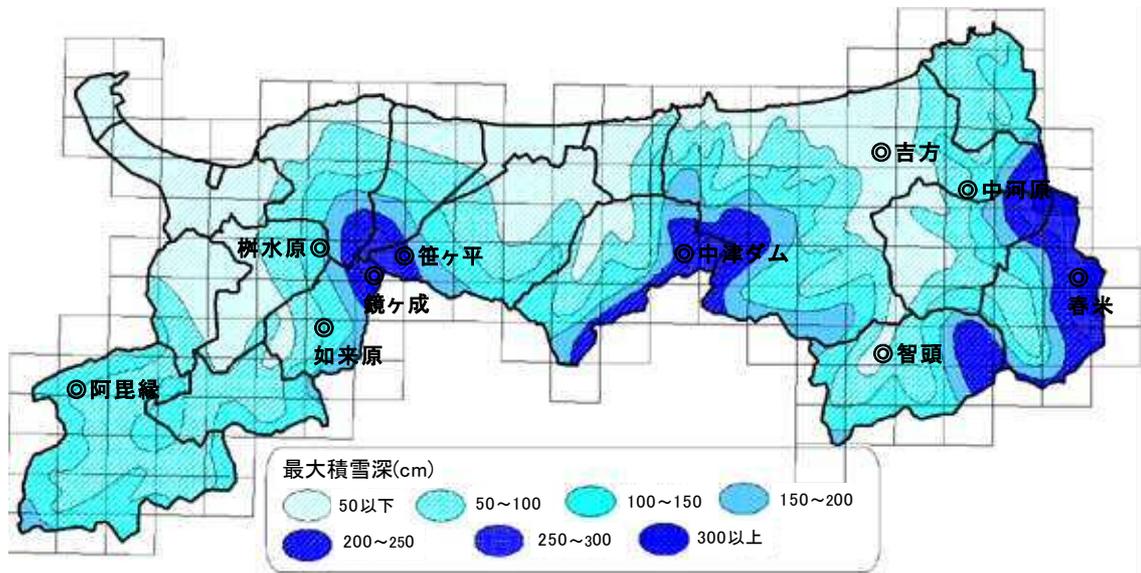


図6 観測地点と最深積雪深の分布 (前田1999より)

(オ) 隣接県の状況

○兵庫県

兵庫県は平成12年から「シカ保護管理計画」を策定しており、各種対策、規制緩和を講じ、平成12年以降毎年1万頭以上を捕獲して平成22年度には36,774頭が捕獲されたが、顕著な減少傾向を示していない。目撃効率の分布によると、高密度生息域は鳥取県八頭郡及び岡山県境に多く分布している。

○島根県

島根県は平成 15 年から隠岐島と国指定鳥獣保護区を除く県全域を対象として「特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画」を策定しており、個体群の大部分は出雲北山地域及びこれに隣接する湖北地域（出雲市）に生息している。近年、他地域でも分布が拡がりつつある。

○岡山県

岡山県は平成 15 年に県東部を対象とし、現在では県内全域を対象とした「ニホンジカ保護管理計画」を策定している。生息状況調査の結果から、高密度地域は県東部の鳥取県境及び兵庫県境に分布している。

○広島県

広島県は平成 15 年から県全域（島しょ部を除く）を対象として「特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画」を策定しており、高密度生息域は白木山系地域と竹原地域に分布している。近年、分布域の拡大が進んでいる。

イ 生息動向及び捕獲状況等

（ア）生息状況

昭和 53 年の第 2 回自然環境保全基礎調査結果を図 7-1 に、平成 15 年の同第 6 回調査（種の多様性調査と名称変更）結果を図 7-2 に示し、昭和 53 年と平成 15 年の比較を図 7-3 に示した。

昭和 53 年当時、県内ではシカは県東部の県境や市町村界の山間部にのみ線状に分布するほか、県中部のわずか 4 メッシュのみの情報であり、分布は非常にまばらで限定的であったことが図 7-1 からわかる。

しかし図 7-2、3 から明かなように 25 年後の平成 15 年には県東部では分布が連続して広範囲となり、県中部や県西部でも分布メッシュが激増するとともに海岸付近でも確認されるようになった。

昭和53年

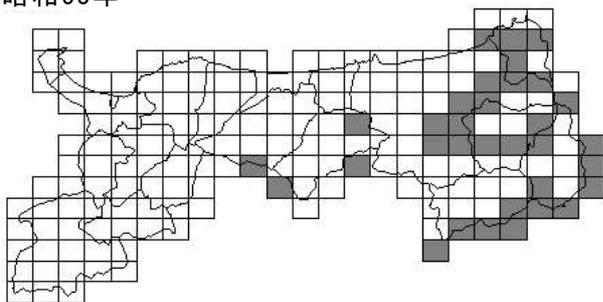


図 7-1 第 2 回自然環境保全基礎調査結果

平成15年

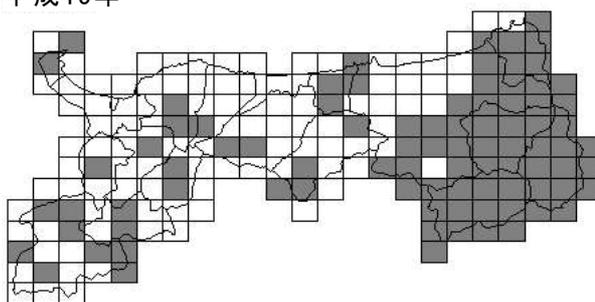


図 7-2 第 6 回自然環境保全基礎調査結果

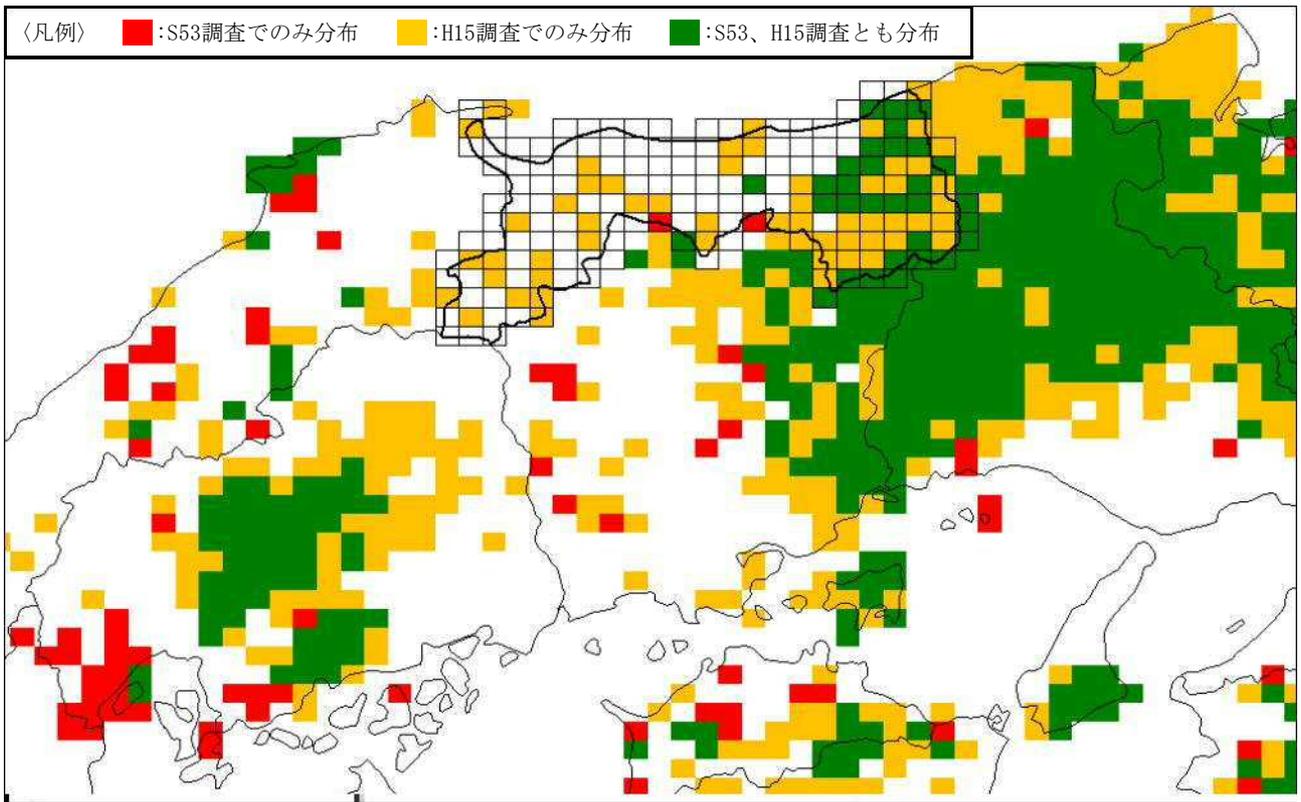


図 7-3 昭和 53 年及び平成 15 年調査結果の比較

(イ) 生息密度指標の推移

a. 糞塊密度調査法による調査の結果

平成 20 年度から平成 23 年度に狩猟メッシュ（以下「メッシュ」という）で実施した糞塊密度調査の結果を階層化した図を図 8-1～4 に示した。糞塊密度は八頭地域で最も高く、鳥取地域にも高い値を示すメッシュがあり、平成 22 年度には倉吉地域でも高い値を示すメッシュが確認された。米子地域及び日野地域には糞塊を全く発見できなかったメッシュもあった。

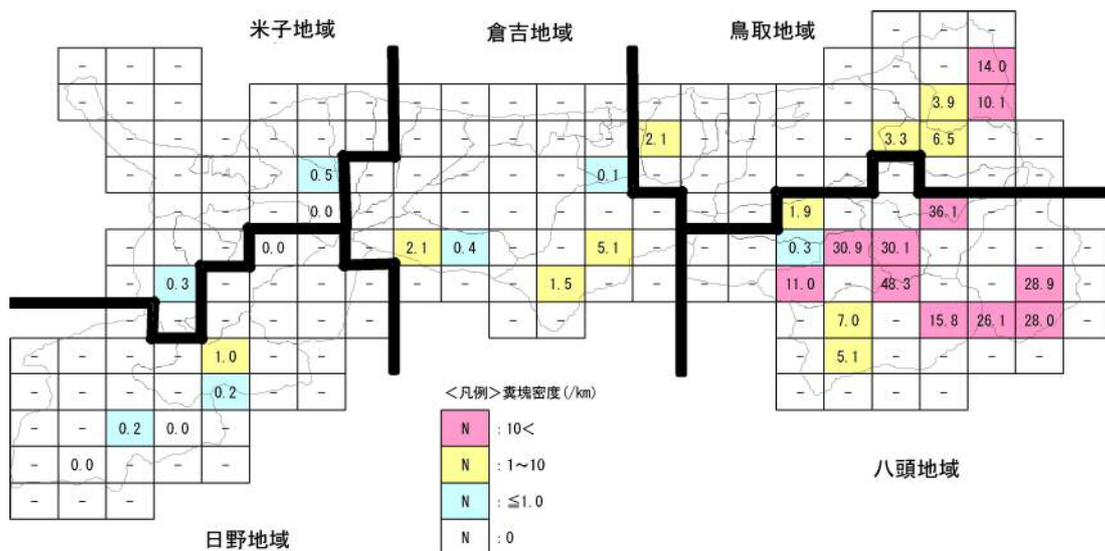


図 8-1 メッシュ別糞塊密度調査結果（平成20年度）

b. 糞粒法による調査の結果

平成 20 年度及び平成 21 年度に糞塊密度調査を実施した 33 のメッシュのうち、14 メッシュで糞粒法による密度調査を実施した。

表 3 に調査結果の一覧を示した。生息密度指数は糞塊密度調査結果と同様に、八頭地域で最も高く、鳥取地域がそれに続いた。平成 20 年度に糞粒を発見できなかった米子地域及び日野地域のメッシュでは平成 21 年度も糞粒を発見することができず、平成 20 年度値が低かった日野町のメッシュは、平成 21 年度も低かった。

表 3 糞粒法調査結果一覧

メッシュ番号	調査地糞密度 (糞粒数/m ²)	シカ生息密度指数 (頭/km ²)
8	3.54	34.74
9	13.97	162.03
12	0.29	4.00
13	1.72	24.47
26	3.27	44.57
38	6.10	69.46
39	8.13	88.65
48	1.15	15.49
51	7.91	85.21
58	1.93	19.04
144	0.07	0.85
153	0	0
168	0	0
176	0	0

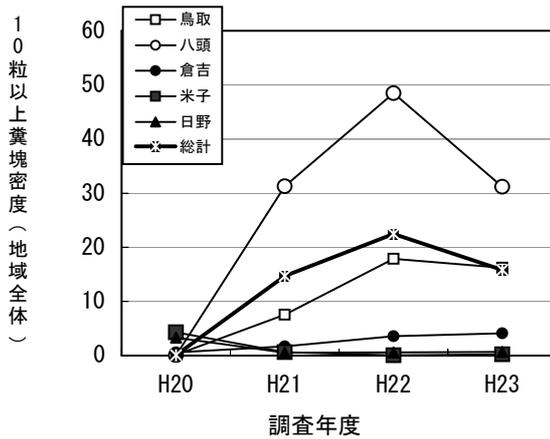
c. 地域別密度指標の経年変化

県の地方機関である旧地方農林振興局単位で糞塊密度調査の結果をとりまとめ、地域間の密度指標の差と、各地域の昨年度からの変化を見た。地域ごとにデータを取りまとめる際には、地域ごとに合計した総踏査距離あたりの 10 粒以上糞塊の総数の密度と、地域内のメッシュごとの糞塊密度値の平均との二種類について検討した。前者の結果を図 9-1 に、後者の結果を図 9-2 に示した。

どちらの計算方法によっても、米子、日野地域を除く 3 地域において平成 20 年度から平成 22 年度にかけて糞塊密度調査結果による密度指標は増加していた。平成 23 年度の調査では県東部の鳥取、八頭地域で減少したものの他の 3 地域では値は小さいものの増加傾向となった。

糞粒法による調査結果については、全メッシュの平均が平成 20 度は 33.35、平成 21 年度は 39.18 で約 17 パーセントの増加である。

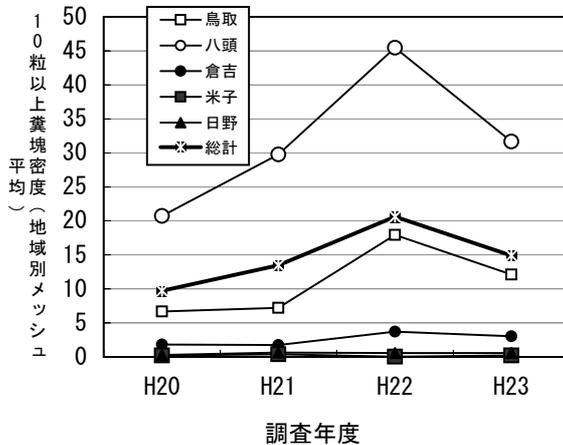
密度指標はあくまでも指標であり、単純に個体数の増加割合を示すものではないが、個体数が増加傾向にあるといえる。



10粒以上糞塊密度 (ノ/km)
地域全体値の変化

旧振興局	H20	H21	H22	H23
鳥取	0.1	7.6	17.9	16.2
八頭	0.0	31.3	48.5	31.2
倉吉	0.6	1.7	3.6	4.1
米子	4.3	0.6	0.1	0.23
日野	3.3	0.5	0.6	0.7
総計	0.1	14.7	22.5	15.8

図9-1 地域ごとに集計した10粒以上糞塊密度の変化



10粒以上糞塊密度 (ノ/km)
地域別メッシュ平均値の変化

旧振興局	H20	H21	H22	H23
鳥取	6.7	7.2	18.0	12.1
八頭	20.7	29.8	45.5	31.7
倉吉	1.8	1.8	3.7	3.0
米子	0.2	0.4	0.0	0.21
日野	0.3	0.7	0.6	0.6
総計	9.7	13.5	20.6	14.9

図9-2 10粒以上糞塊密度の地域別メッシュ平均値の変化

(ウ) 捕獲状況

a. 捕獲の推移

シカが捕獲された記録のある昭和27年から平成22年までの捕獲数の推移を図10及び表4に示した。

昭和50年代までは稀に狩猟により捕獲されることがあったが、昭和55年度には狩猟による捕獲頭数が10頭を超え、その後増減を繰り返しながら平成19年度以降捕獲が急増して平成22年度には3,668頭が捕獲されている。また、有害捕獲による捕獲数は、平成5年に初めて8頭が捕獲されて以降増減を繰り返しながら平成22年度には過去最高の2,031頭が捕獲されている。

なお、捕獲に占める有害鳥獣捕獲の割合は、平成15年までは20パーセント以下であったが、平成21年は66パーセントを占め、有害鳥獣捕獲の比重が年々高くなっている。

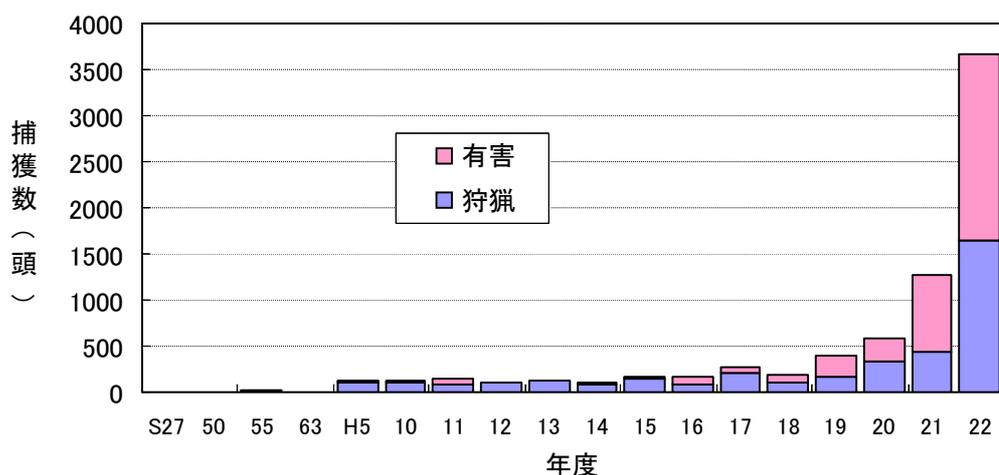


図10 シカ捕獲数の推移

表4 年度別シカ捕獲数

(単位:頭)

区分	S27	S50	S55	S63	H5	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
狩猟捕獲数	1	4	18	8	107	106	84	96	120	87	146	88	216	97	173	328	435	1637	
方法別	わな猟	-	-	-	23	46	42	63	68	54	95	52	60	65	105	177	309	331	
	銃猟	-	-	-	84	60	42	33	52	33	51	36	156	32	68	151	126	1306	
雌雄別	オス	1	4	18	8	107	106	84	96	120	87	146	88	216	97	166	216	277	578
	メス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	78	116	475	
	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	34	42	584	
有害捕獲数	0	0	0	0	8	14	56	16	15	9	15	71	53	90	231	263	845	2031	
捕獲数合計	1	4	18	8	115	120	140	112	135	96	161	159	269	187	404	591	1280	3668	

(鳥獣関係統計)

狩猟による捕獲方法別の捕獲数の推移を図11に示した。

従来、銃猟による捕獲が大半を占めていたが、平成12年からわな猟の捕獲数が銃猟のそれを上回ることとなり、近年は銃猟による捕獲に加えわな猟による捕獲が重要な役割を果たしていることがうかがわれる。

平成22年度は積雪が多く、わな猟での捕獲より、銃猟での捕獲が大きく上回った。

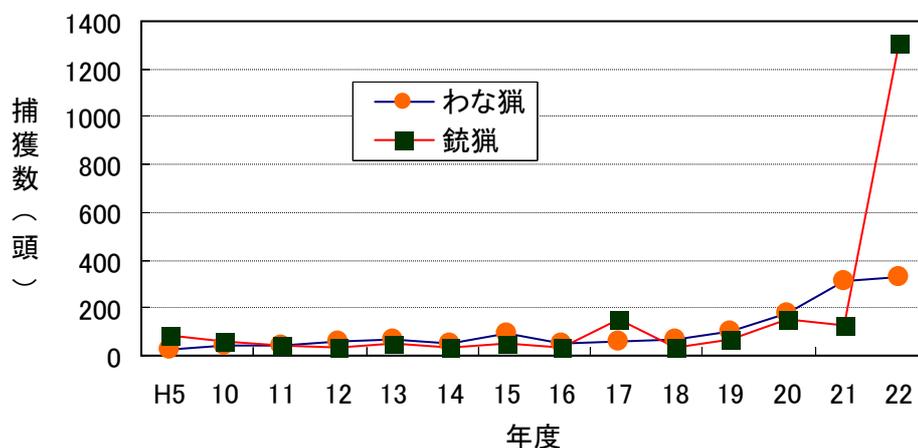


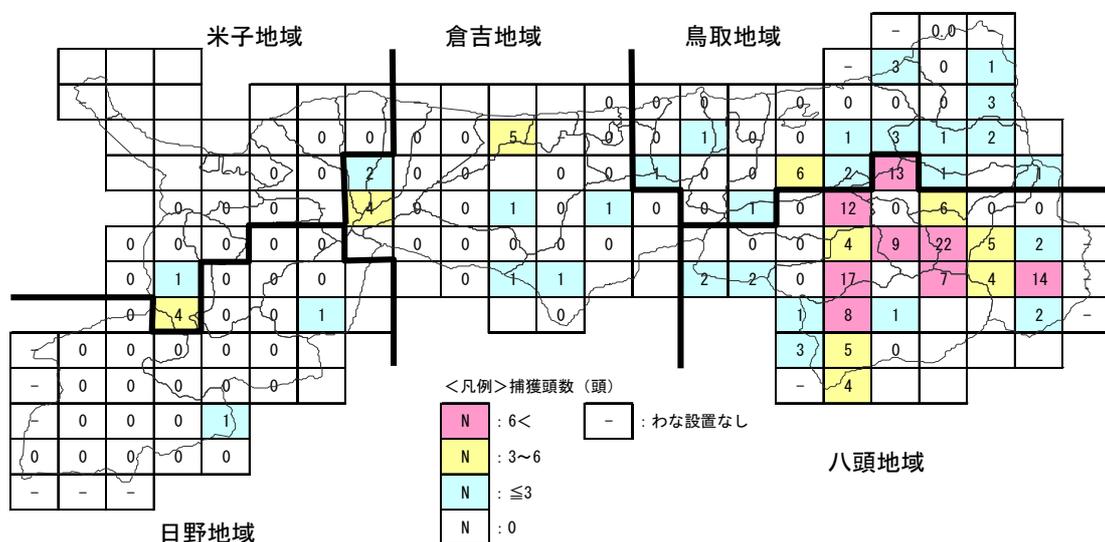
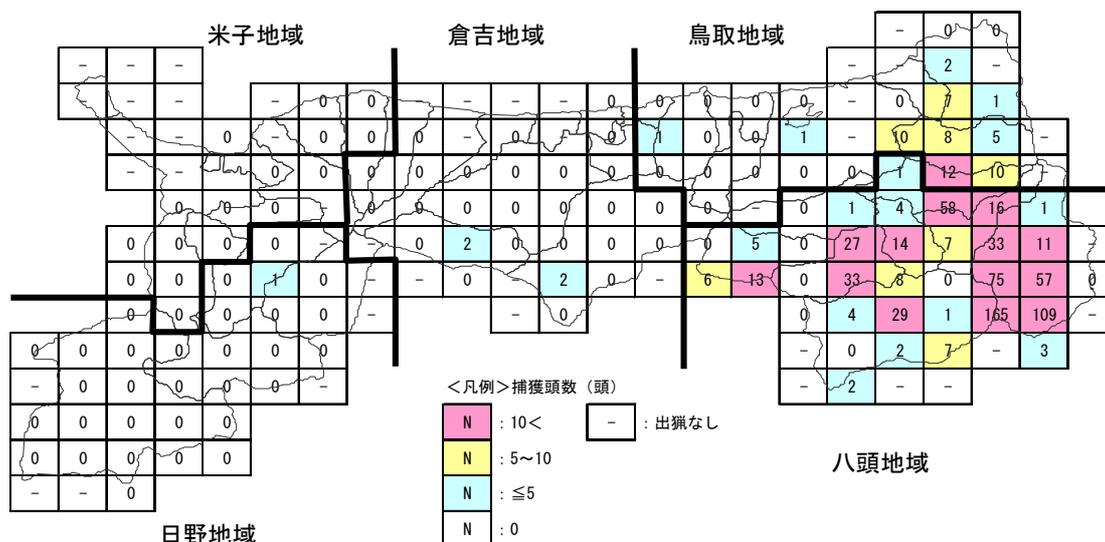
図11 狩猟による捕獲方法別捕獲数の推移

b. 狩猟における捕獲の分布状況

平成 22 年度の狩猟によるメッシュ毎の捕獲数の分布について銃猟のものを図 12 - 1 に、わな猟のものを図 12 - 2 に示した。

銃猟での捕獲は八頭地域が他地域に比較して多く、5 メッシュで 50 頭以上が捕獲されている。50 頭以上の捕獲が記録された 5 メッシュのうち 4 メッシュは、若桜町であり、2 メッシュでは 100 頭以上が捕獲されている。

銃猟では狩猟メッシュあたり 2 頭以上の捕獲が無かった県中西部でも、わな猟では 3 頭以上が捕獲されたメッシュもあり、今後の推移に注意する必要がある。



c. 狩猟における捕獲数及び目撃数の分布状況

平成 22 年度の銃猟及びわな猟における捕獲数と銃猟による目撃数を合計して総目撃数として図 13 に示した。

目撃情報のあるメッシュにはシカが確実に生息していることを示しているが、目撃数は八頭地域が他地域に比較して多く、次いで八頭地域に隣接する鳥取地域が多かった。倉吉、米子、日野地域はいずれも少なかったが、この中では中部地域が比較的多かった。

この図から、シカの分布は県内全域に広がっているがその分布は限定的でまだ分布していない地域もあり、特に中部以西は未侵入の地域も多いことがうかがわれる。さらに、県内の分布は連続していないことから、八頭地域を分布の中心として同心円状に広がっているのではなく、隣接する県との連続性から鳥取県内に広がってきていると推察される。



図13 狩猟におけるメッシュ別総目撃数（目撃数と捕獲数の合計）

d. 平成22年度の狩猟におけるCPUE及びSPUE

一定の地域内に一定の捕獲努力が投入された場合、単位捕獲努力量あたり捕獲数（Catch Per Unit Effort：CPUE値）は生息数を反映すると仮定し、CPUE値をそのまま生息密度指標として利用した。銃猟の場合のCPUE値は1ハンター・日あたりの捕獲数とし、わな猟の場合は100わな台・日あたりの捕獲数とした。図14-1に銃猟によるCPUE値、図14-2にわな猟におけるCPUE値を示した。

密度指標の分布は、他の調査結果と同様に八頭地域で高く、次に鳥取地域が高い。



図14-1 銃猟におけるメッシュ別CPUE値

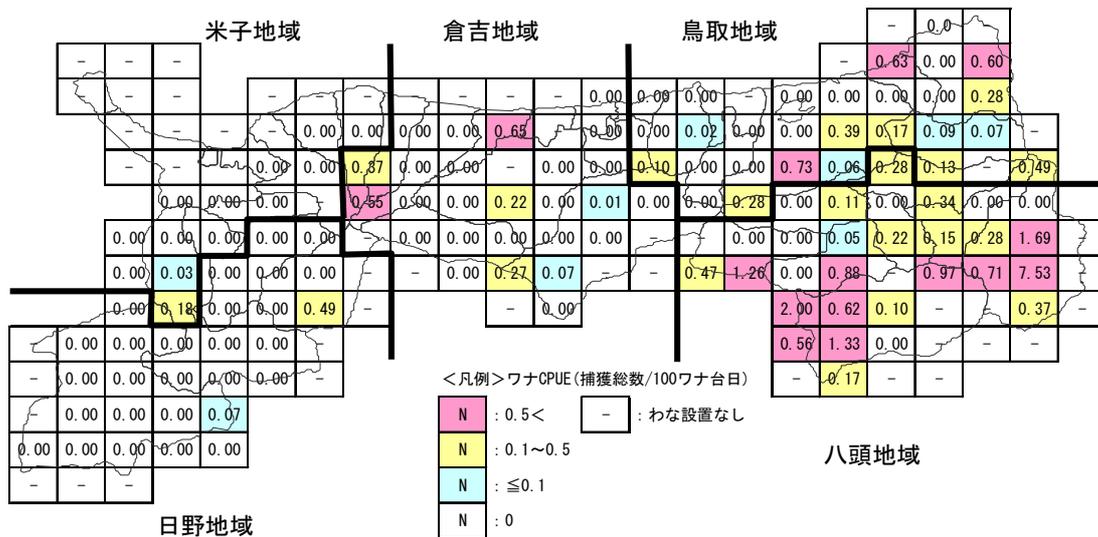


図 15 に銃猟における単位努力量あたりの目撃数（Sighting Per Unit Effort : SPUE 値）を示した。CPUE 値と同様に SPUE 値は 1 ハンター・日あたりの目撃数とした。

地域ごとの様相は CPUE 値等と同様に八頭地域の値が高いが、八頭地域の中でも東部と智頭町と旧用瀬町の町界付近でより SPUE 値が高く、この地域が県内で最も密度が高いと推測される。この結果は糞塊密度調査などの現地調査の結果とも一致している。



ウ 被害及び被害防除状況

(ア) 被害の推移

シカによる農林業被害額と被害面積の推移を図 16 及び表 5 に示した。

農林作物被害は平成 7 年度から目立ち始め平成 13 年度に急増し、平成 20 年度に被害額が 1 千万円を超えている。加害する農作物は、水稲、ダイズ・アズキ等の豆類、大根など他種類に及び（図 17 - 1）、新芽などの作物の生長点を含む部分を好んで食べる傾向がある。特に山林に隣接した耕作地で被害が多くみられる。

林業被害については、平成 22 年度に急激に増加した。平成 22 年度は秋にブナ科堅果類が凶

作であり、加えて冬季に積雪が多かったことからシカの餌が不足して、造林木への被害が急激に増加したものと推察される。シカは植栽したスギ、ヒノキや広葉樹の幼木の枝葉を食害するほか、幹や根元部の樹皮の剥皮や摂食により若齢木や壮齢木を枯死させたり、商品価値を著しく低下させている。近年、鳥取県の造林面積は年々減少を続けていることから、今後、幼若齢林への加害から壮齢林への剥皮被害に移行し、更に被害額が増加していくことが懸念される(図17-2)。

また、近年、シカが住宅敷地内へ侵入し、庭木の食害も確認されている。

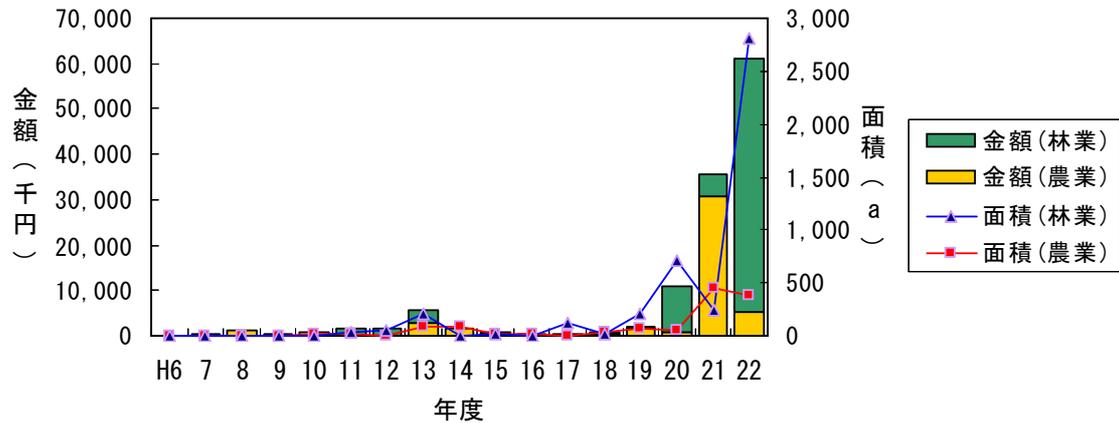


図16 農林被害額・被害面積の推移

表5 年度別農林被害額・被害面積の推移

区分	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
農業被害	面積(a)	-	-	-	12	11	5	90	94	9	12	6	36	66	51	443	390
	金額(千円)	20	400	1,400	290	796	191	70	2,706	1,500	242	171	128	262	1,490	1,009	30,736
林業被害	面積(a)	-	-	-	-	42	60	203	6	17	2	130	16	211	712	242	2,813
	金額(千円)	-	-	-	-	1,400	1,500	2,837	175	417	89	347	734	637	9,844	4,836	55,998
被害額合計	20	400	1,400	290	796	1,591	1,570	5,543	1,675	659	260	475	996	2,127	10,853	35,572	61,179
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142	0	0	0	137	186	351	17
八頭	20	400	1,400	290	796	1,591	1,570	5,543	1,675	417	225	475	944	870	9,847	32,560	61,148
倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	1,120	820	0	0
米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	35	0	0	0	0	2,661	14

(鳥取県農林水産部資料)



図17-1 大根の食害痕



図17-2 スギ若齢林の食害痕

(イ) 被害対策等の実施状況

イノシシ等の他の獣類からの被害防止対策との併用も含め、補助事業を活用し捕獲及び防除対策等を組み合わせて実施している

○被害防止施設の整備

侵入防止柵（複合柵（ワイヤーメッシュ柵＋ネット・電気柵）、ワイヤーメッシュ柵、電気柵等）の設置（表6）について支援が行われている。

○有害鳥獣捕獲

箱わな等の捕獲用具の導入のほか、猟友会への委託等により編成した捕獲班での有害鳥獣捕獲の実施や、各集落や農事組合での有資格者による囲いわなの設置等の自衛駆除が行われている。

○捕獲奨励金の交付

捕獲を推進するため、有害捕獲でシカを捕獲した者に捕獲奨励金が交付されている。

○狩猟者の養成

県は、狩猟免許取得予定者に対し、関係法令や捕獲技術の指導講習会を開催し、捕獲従事者の確保に取り組んでいる。（新規狩猟免許取得のべ人数 H22 年度 111 人、23 年度 130 人）

○民間指導者の育成

県は、地域で対策技術の指導・支援ができる指導者（イノシッシ）を養成・登録するための研修会を実施して、人材の確保を図ってきた。（H20～22 年度 91 名）

表6 被害防止施設の整備状況

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
防止柵(km)	152	128	179	163	112	105	160	110	80	59	47	35	343	323
電気柵(基)	—	98	349	526	720	753	1,032	1,050	1,095	410	342	425	511	542
囲い罠(基)	12	29	80	92	82	68	74	62	50	58	42	87	84	146
事業費(百万円)	26	41	107	116	94	92	177	267	172	108	106	112	181	228

注) 平成 21 年度以降は防止柵の延長には電気柵も含む

(鳥取県農林水産部資料)

(ウ) 森林生態系への影響

県東部の森林では、造林木等への林業被害だけでなくササ等の下層植生の食害が進んでおり、兵庫県境と岡山県境の山岳地域で著しい。氷ノ山後山那岐山国定公園特別地域等でも林床が裸地化しているところも目立つようになった。

平成 19 年 7 月 撮影



平成 21 年 10 月 撮影



図18 氷ノ山国定公園内第二種特別地域

(エ) 人獣共通感染症の拡大

シカの生息が多く確認されている地域では、ダニ類の増加が登山者や林業従事者等の入山者を悩ませている。本県では、平成 23 年度にダニが媒介する日本紅斑熱の患者が 3 人確認されており、シカの増加に伴いダニが増加し、患者が増加することが懸念される。

(オ) 公共交通への影響

過去 5 年間のシカに起因する交通事故の件数の推移を図 19 及び表 7 に、鉄道事故の件数の推移を図 20 及び表 8 示した。平成 22 年度の交通事故件数は平成 17 年度の 9 倍、鉄道事故件数は 11 倍に増加しており、事故の大多数は県東部地域で発生している。

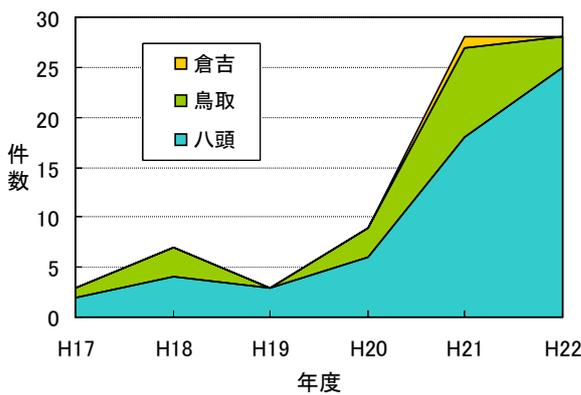


図 19 シカに起因する交通事故件数の推移

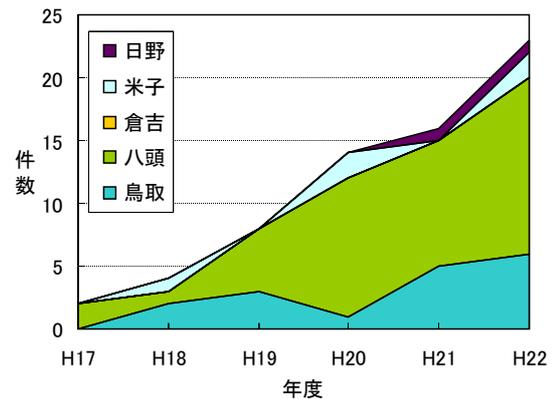


図 20 シカに起因する鉄道事故件数の推移

表 7 シカに起因する交通事故件数

(単位：件)

地域	市町村名	H17	H18	H19	H20	H21	H22
鳥取	鳥取市	1	1	0	3	9	3
	岩美町		2	0		0	
	計	1	3	0	3	9	3
八頭	八頭町	1	3	2	3	2	18
	若桜町	1	1	1	2	7	
	智頭町	0	0	0	1	9	7
	計	2	4	3	6	18	25
倉吉	湯梨浜町	0	0	0	0	1	0
米子		0	0	0	0	0	0
日野		0	0	0	0	0	0
合計		3	7	3	9	28	28

(各警察署から聞取)

表 8 シカに起因する鉄道事故件数

(単位：件)

地域	H17	H18	H19	H20	H21	H22
鳥取	0	2	3	1	5	6
八頭	2	1	5	11	10	14
倉吉	0	0	0	0	0	0
米子	0	1	0	2	0	2
日野	0	0	0	0	1	1
合計	2	4	8	14	16	23

(鉄道各社から聞取)

エ 狩猟者の動向

(ア) 狩猟免許所持者数の推移

個体数を管理するための捕獲の担い手となる、県内の狩猟免許所持者数の推移を図 21 及び表 9 に示した。

狩猟免許所持者の総数は漸減を続けており、特に銃猟免許所持者の減少は著しく平成 22 年度は昭和 55 年度の 24 %まで減少している。わな猟免許所持者については、漸増しており、平成 22 年度は 950 人を越えている。

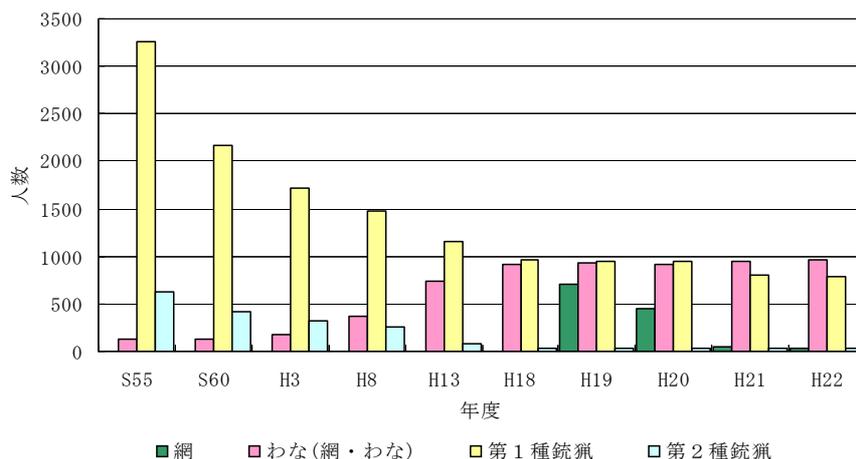


図 21 県内狩猟免許所持者数の推移

表 9 県内狩猟免許所持者数

(単位:人)

区分	S55	S60	H3	H8	H13	H17	H18	H19	H20	H21	H22
網								712	444	50	38
わな(網・わな)	128	125	171	367	732	946	922	930	911	940	964
第一種銃猟	3266	2175	1722	1477	1160	1098	959	954	946	803	788
第二種銃猟	630	417	323	257	73	34	34	32	33	25	25

注 平成19年度に従前のわな猟免許が、網猟免許とわな猟免許に分離 (鳥取県鳥獣関係統計)

(イ) 狩猟免許所持者の年齢構成の推移

県内の狩猟免許所持者全体の年齢構成の推移を図 22 及び表 10 に示した。

60歳以上の者が占める割合は昭和55年度から増加を続け、平成22年度には狩猟者全体の66パーセントとなり狩猟者の高齢化が進んでいる。今後若年齢層の新規免許取得者がなく更に高齢化が進めば、シカの捕獲に従事する者の確保が非常に困難になるおそれが高い。

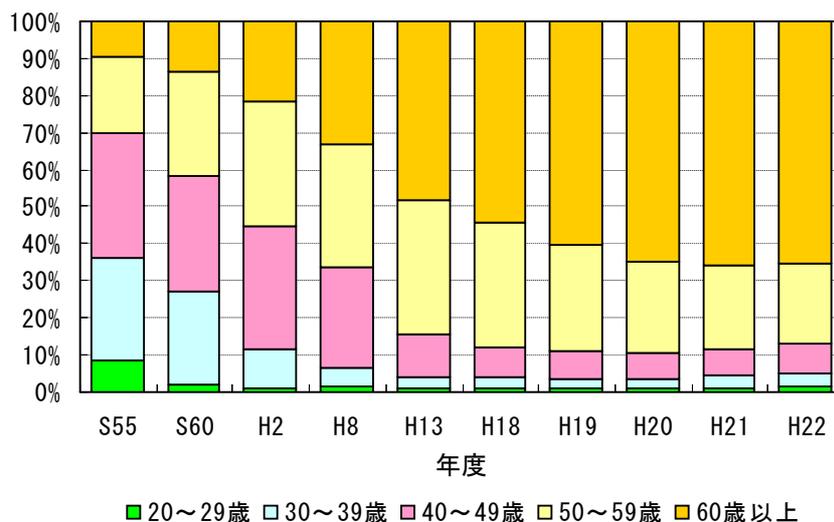


図 22 県内狩猟免許所持者の年齢構成の推移

表10 県内狩猟免許所持者の年齢構成

(単位:人)

区分	S55	S60	H2	H8	H13	H18	H19	H20	H21	H22
20～29歳	338	56	20	31	15	21	28	26	22	27
30～39歳	1,128	682	251	103	65	59	70	61	56	66
40～49歳	1,343	842	787	578	227	155	193	154	129	143
50～59歳	821	766	798	695	712	637	753	580	412	390
60歳以上	394	371	515	694	946	1,043	1,584	1,513	1,199	1,189

(鳥取県鳥獣関係統計)

(ウ) 狩猟者登録数の推移

県内の狩猟者登録数の推移を図23及び表11に示した。

本県ではシカの個体数管理は狩猟と有害捕獲によって行われており、それぞれの従事者は狩猟者登録が条件とされている。狩猟者登録総数は減少傾向にあり、特に第一種銃猟(装薬銃等)の登録者数は著しく減少しているが、わな猟の登録者数は横ばいを続けている。今後わな猟が許可捕獲の主流となる可能性はあるが、銃猟登録者の減少が捕獲作業に及ぼす影響も懸念されるところである。

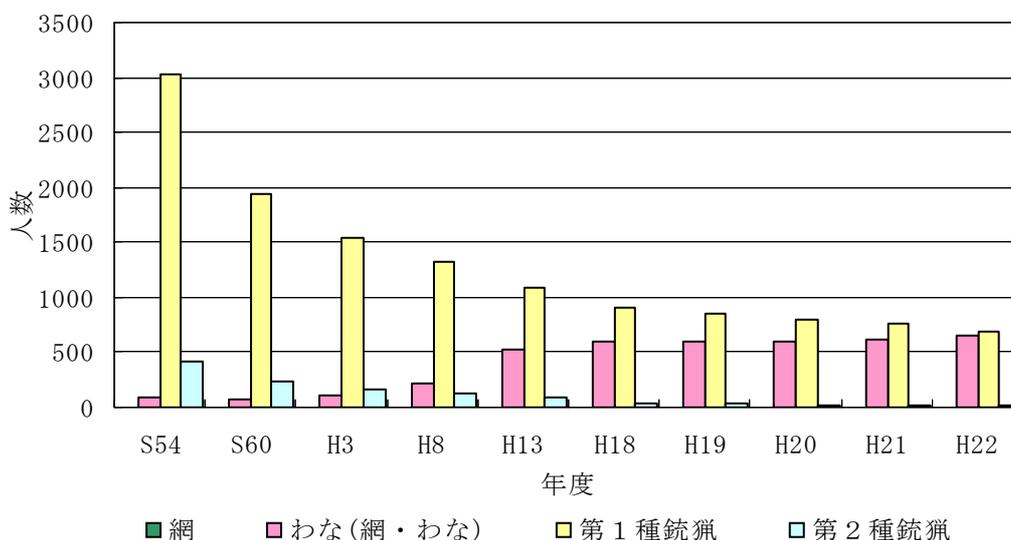


図23 県内狩猟者登録数の推移

表11 県内狩猟者登録数

(単位:人)

区分	S54	S60	H3	H8	H13	H18	H19	H20	H21	H22
網							4	5	3	2
わな(網・わな)	88	81	107	213	518	594	603	596	613	659
第一種銃猟	3023	1939	1535	1323	1081	904	846	789	760	683
第二種銃猟	422	243	161	123	92	29	33	23	27	18

注 平成19年度に従前のわな猟免許が、網猟免許とわな猟免許に分離

(鳥取県鳥獣関係統計)

(2) 管理の目標

各種既存資料及び生息密度指標の解析結果からシカの生息数は増加傾向にあり、生息域も県の中・西部へ拡大している傾向にある。その影響は、各種人間活動や森林生態系に及び始めている。

したがって、地域の実態に応じた被害対策と一体的に許可捕獲及び狩猟による個体数調整を早期かつ効率的に実施することにより、各種被害の軽減を図りながらシカの個体数の安定的水準を維持することが必要であると考えられる。

以上の点を考慮して、管理の目標を次のとおりとする。

- 個体数調整によりシカの個体数を削減し、生息域の拡大を抑制する。
- 農林業被害等のシカと人間活動との軋れきの軽減を図る。
- 森林生態系への影響軽減と、生物多様性の確保を図る。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

シカの個体数は、自然条件下において、農林業被害のない安定した状態で維持することが重要である。

しかし、シカの生息域が人間活動の場と重なり合うようになり、狩猟者の減少による捕獲圧の低下も懸念されているなか、農林業被害や公共交通障害が発生するなどの軋れきや、森林生態系へ深刻な影響が出始めている。

第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画では、このような様々な影響を低減させるための方策として個体数の管理や被害防除対策を早急を実施し、シカの生息状況のモニタリングをおこなって計画の検証を継続的に実施するとともに、計画の達成状況の点検、評価を行い、第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に反映（フィードバック）させていくものとする。

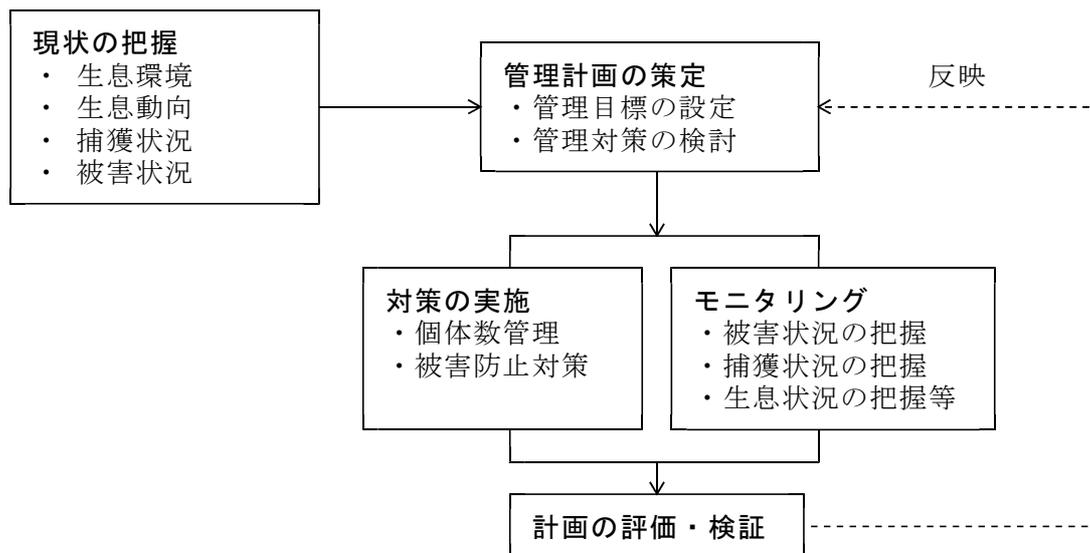


図24 ニホンジカ管理のフロー

6 数の調整に関する事項

(1) 個体数管理の目標

平成 19 年にメスジカの捕獲禁止措置が廃止されて以降、狩猟による捕獲数は前年比 2 倍のペースで増加し、有害鳥獣捕獲による捕獲数も狩猟と同程度に増加しているが、その効果もなく農林業被害は著しく増加し続けている。しかも、狩猟者の減少と高齢化が進んでいる現状では今後の捕獲圧の低下は必至であり、数のコントロールは困難な状況に陥りかねないことが容易に予想されるため、早急に現状以上の強い捕獲圧をかけることが重要である。

シカの密度と被害水準や生態系へのインパクトとの関係については明確な基準がない。農林業被害があまり大きくなりすぎない密度は 1～2 頭/平方キロメートルといわれているが、個体群の生息密度及び生息頭数を正確に把握することは難しく、仮に求めた数値を基に管理をしても過小評価により見直しを余儀なくされる例が他県では多い。そのため、シカの許容生息密度の判定はこれまでの生息状況調査から得られた各種指標を基にした総合的な評価が必要となる。

シカの生息密度の指標としては S P U E 値が現実に近い密度指標になると言われており、平成 21 年度の調査結果は糞塊密度調査や農林業被害の分布状況等の結果とも一致している。また、シカの生息情報があっても農林業被害が顕在化していない地域も存在しており、シカの生息密度を同様のレベルに誘導していくことが人とシカとの共存の観点から望ましいと考えられる。このため、S P U E 値を 0.1 以下とすることを当面の目標として、各種被害状況の推移や各種モニタリング調査（糞塊密度調査、C P U E 値等捕獲状況の把握等）の結果を参考にしながら、必要に応じて捕獲圧の調整、捕獲目標値の見直しを行うなど状況に応じた順応的対策を実施していくこととする。

(2) 個体数管理の方法

ア 狩猟

(ア) シカの狩猟期間は、11 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

本県でのシカの狩猟期間はイノシシの狩猟期間と同様で、他の狩猟鳥獣に比べて約 1 ヶ月間長く、相互に捕獲圧の向上を図ることが期待できる。

(イ) シカの狩猟において、くくりわなの輪の直径が 12 センチメートルを超えるものの使用を認める。

近年シカの捕獲数はわな猟によるものが銃猟によるものを上回る傾向にあり、今後もわな猟による捕獲が主流となることも予想される。この規制解除により、捕獲圧の向上を図ることが可能となる。

なお、ツキノワグマの生息地域におけるくくりわなによるツキノワグマの錯誤捕獲については、ツキノワグマの特定計画に基づいて適切に対応する。具体的には、狩猟免許所持者を対象とした講習会での本県におけるツキノワグマの保護・管理の現状説明や、狩猟者登録の際にくくりわなの架設方法に配慮を求める啓発チラシの配布等の取組を進めるとともに、県猟友会から錯誤捕獲防止について指導強化の協力を求めていくこととする。また、錯誤捕獲の発生時には、専門技術者による放獣等のツキノワグマ出沒等対応基準に沿った適切な対応を進めていくこととする。

(ウ) シカの狩猟において、一人・一日当たりの捕獲頭数の制限を解除し、制限無しとする。シカは集団性が強く「群れ」をつくる傾向にあることから、銃猟者はシカと出会う際に効率的

かつ強力な捕獲圧をかけることが可能となる。

ただし、個体群の増加を抑制し、生息密度を低下させるにはメスを主に捕獲することが重要であることから、各種研修会等の機会を通じてメスの捕獲の各種有用性を普及啓発し推奨するものとする。

イ 許可捕獲

許可捕獲については、予察による捕獲の対象区域の県下全域とする。

これにより、恒常的な被害が認められ始めた地域で、捕獲を促進する効果が期待される。

ウ 狩猟免許所持者の確保

狩猟免許試験受験者の利便性の向上や負担の軽減を進め、受験者の増加を図ることによって狩猟免許所持者を確保する。併せて、各種講習会を開催し安全かつ効率的な捕獲技術を有する捕獲者を養成する。

また、銃猟者について、大型獣類の捕獲には欠かせないことから、第一種銃猟免許及び猟銃の所持許可の新規取得と更新を支援して、特に確保に努めることとする。

(ア) 「狩猟者養成講習会」の開催

狩猟免許取得に必要な知識・技能の講習会（無料）の開催。

(イ) 「狩猟者養成講習会」及び「狩猟免許試験」の休日開催

受験機会を増やすため「試験日」の追加を検討。

(ウ) 「捕獲安全講習会」の開催

既に狩猟免許を所持する者に対し、免許種別に応じた捕獲技術の向上を図るための技能講習会を開催する。

(エ) 「若手銃猟者養成講習会」の開催

シカの捕獲に際し様々な役割を担う銃猟者の確保を図るため、関連する法的手続への支援を含めて猟友会と連携した各種講習会開催等の取組について検討する。

(オ) 「射撃場整備検討会」の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）の改正により更新時の技能講習の義務化、狩猟期前射撃練習の努力義務化に伴い、銃猟者確保のための、県内の射撃場のあり方、整備について検討する。

(カ) ライフル銃所持許可者への支援

肩高が高く、姿の確認しやすいニホンシカの捕獲には、遠射のきくライフル銃が効果的であるが、ライフル銃の所持には継続して 10 年以上の散弾銃の所持が必要であるため、県内の所持者は少ない。また、更新時の技能講習が義務化されたが、県内には狩猟用ライフル銃の射撃場が無い場合、ライフル銃の技能講習は県外で行う必要があり、更に減少することも危惧されるため、ライフル銃の所持者へは、更新に係る支援を行う。

エ 個体数調整の推進

(ア) 広域的捕獲（シカ一斉捕獲日の設定）を推進する。

高密度地域においては早期に数値目標を達成するため、捕獲強化期間や一斉捕獲日の設定に

より捕獲圧を集中させることを検討する。

(イ) 捕獲に係る具体的な取組を促進するため、各種支援策を検討する。

- a. 捕獲用具（箱わな、囲いわな等）の導入促進
- b. 猟友会等が行う捕獲活動への支援
- c. 捕獲奨励金の交付
- d. 低コスト・低労力な大型囲いわなによる捕獲の実証・普及
- e. シカ肉等の利活用の推進

シカ肉はイノシシ肉に比べて脂身が少なく、食味の点等から狩猟者に捕獲を敬遠される傾向がある。しかし、一方ではフランス料理などの高級食材として取引されており、皮や角なども自然素材として多方面に活用可能である。シカ自体の付加価値を高めることにより捕獲者の捕獲意欲の向上を図るため、天然資源としてのシカの新たな需要の掘り起こしや販路の拡大、解体処理施設の整備等を図ることとする。

f. 捕獲個体の残渣処理

個体数調整の結果大量の解体残渣の発生が懸念されるが、その扱いについて市町村等関係機関と調整の上、処理体制の整備を図るとともに焼却場等処理施設の整備についても検討することとする。

(ウ) 新たな捕獲体制について検討する。

a. 鳥獣被害対策実施隊設置に関する検討

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく鳥獣被害対策実施隊の設置について検討する。

b. 支援ハンター登録システムの検討

過疎、高齢化で許可捕獲を実施する捕獲者が不在又は少ない地域において、他地域から当該地域の許可捕獲を支援する捕獲者の登録派遣制度について、その制度内容及び導入等について検討する。

(エ) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施の検討

鳥獣保護管理法第7条の2第2項第5号に係る指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を検討し、実施する場合は、同法第14条の2に基づく実施計画を策定して実施することとする。

7 被害防除に関する事項

(1) 侵入を防ぐ対策

ア 集団的・効果的な侵入防止柵の設置促進

被害予防対策として農林地等への侵入を物理的に阻止するための侵入防止柵の設置を促進する。

なお、被害防止効果や施設への投資効果を高めるため、集落等の農家・住民の合意形成による集団的で効果的な設置を推進する。

イ 低コストで効果的な侵入防止柵の導入

跳躍力に優れるシカ対策用の侵入防止柵は2 m程度の高さが必要となるが、県内では他の獣類による被害も多発する傾向にあり、総合的な侵入防止効果を併せ持つ柵形式の選定が必要である。

また、冬期の積雪や傾斜地が多いことなどの地域条件や、過疎化・高齢化が進んだ中山間地域の実情も踏まえた、低コストで設置管理が可能な侵入防止柵の設置を推進する。

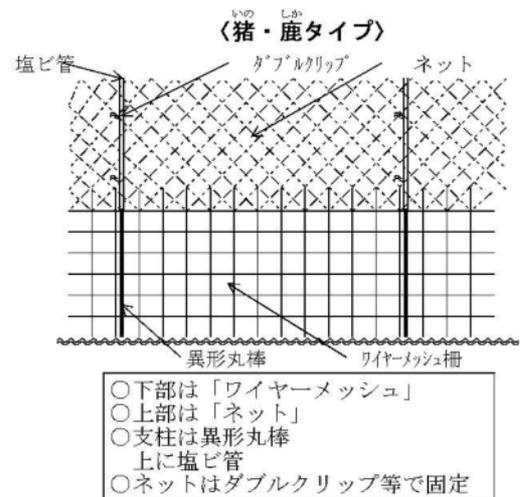
○とっとり式獣類侵入防止柵「シシ垣くん」

ワイヤーメッシュ柵の上に ネット柵や電気柵を設置した「シシ垣くん」タイプの複合柵の設置を推進する。

※設置が容易で低コスト、積雪や風に強く管理が容易。柵をよじ登ったり跳び越えようとする野生動物に効果的。



(智頭町上市場)



○「リユース漁網柵」

造林地などの森林は守るべき面積が大きいことから、資材コストや設置労力を低減するため、リユース漁網（沖合底引き用の太めで丈夫な網を使用したネット）などネット柵等の設置を推進する。



※ 2.5m、3m 幅のネットを使用して、2m 以上の高さを確保して設置。耐久性の向上とシカ誘引を防ぐため、流水処理による塩抜きが必要。

(智頭町芦津)

(2) 対策技術の普及・人材育成等

ア イノシシ等被害防止相談・支援体制の整備

- 「イノシシ被害防止等相談窓口」での指導・助言を行う体制づくりを強化、推進する。
- 普及職員等による農家・集落等へのシカ被害対策の技術指導体制を強化し、地域ぐるみの主体的対策を支援・促進する。

イ モデル地区設定による鳥獣被害防止技術の実証・普及

市町村等と協力して、集団的・効果的な鳥獣被害防止対策を進めるモデル地区を設定し、被害防止技術の実証・普及を行う。

ウ 民間指導者の活用

地域ごとに、市町村や農協等と連携しながら農家・集落への鳥獣被害防止技術の指導・支援ができる人材（イノシッシ）を活用して被害対策を推進する。

エ 研修会等の開催

被害対策を指導助言できる人材を育成するため、研修会・セミナー等を開催し、市町村等地域レベルで対策を講じる体制づくりを推進する。

(3) 取組の体制

各種の被害を防止するためには、市町村が中心となって地域が主体となった取り組みを行うことが重要であり、県はその取組への各種支援を行うものとする。

また、自然公園等の自然環境の保全に留意すべき地域でのシカに起因する環境変化が顕著な場合については、県は関係機関と協力して自然公園法や自然環境保全法等に基づく生態系維持回復事業等の実施による対策を検討する。

8 生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 生息環境の保護

対象鳥獣の種類に関わらず、鳥獣保護区等の野生鳥獣保護地域の連続的（時間的、面的）な指定をもって生息環境の保護を図ることを基本とする。

また、生息域の保全を図るため「東中国山地緑の回廊」（鳥取、兵庫及び岡山の県境稜線部における国有林と民有林が一体となった野生鳥獣との共生を目指した森林づくりの取組）の整備促進について国有林との連携を図ることとするが、当該区域内での他の動植物へのシカが及ぼす影響を考慮し、慎重な対応を検討することとする。

(2) 生息環境の整備

ア 採餌環境の改善

皆伐跡地の放置による草地化や、樹冠が閉鎖して下層植生が失われた人工林は、局所的に食物が偏在する要因となり生息分布の不自然な拡散や集中につながるため、皆伐地への早期植栽、適切な除間伐及び枝打ち等の計画的な森林施業を奨励・支援する。

イ 誘引物の除去

田畑周辺への作物の廃棄や未収穫作物の放置は、過剰な食物供給源となるばかりでなく、作物の味を覚えさせ作物への執着や採食生態の変化を生じさせるため、それらの除去について農業者や地域住民に周知し、その実施を奨励・支援する。

また、冬場の水田のひこばえや畦などの青草がシカの餌になることもあり、被害発生地域では稲刈り後の耕起や畦草等の刈り払い時期の調整を指導していく。

ウ その他

田畑周辺の林縁や耕作放棄地及び耕作放棄地周辺の林縁の草地化・藪化は、採食や休息・退避・潜伏の場を提供することになることから、管理放棄の悪影響を農業者や地域住民に周知し、その是正を図る。

9 その他管理のために必要な事項

(1) モニタリングの実施

ア 被害状況調査

(ア) 農林業被害

従来より農林業者、関係団体、市町村及び県関係機関の協力を得て、四半期毎に各地域毎の被害状況（被害量、被害額、被害の態様等）がとりまとめられている。このデータの解析結果を基に計画実施の効果について評価を行う。

なお、評価の結果を左右するデータの精度確保については、調査依頼の際に関係者への徹底に努めるものとする。

(イ) 生態系への影響

各地域での森林内植生の変異や自然公園等の自然環境の保全に留意すべき地域でのシカに起因する環境改変について、自然保護監視員等の巡視報告により早期の把握に努めることとし、他のモニタリング結果と併せて計画実施の評価に反映させることとする。

また、希少野生植物種のうち絶滅の危険性が高い種については、生息地の定点観測を行って当該種の被害状況等を把握することで影響評価の指標とする。

イ 捕獲状況調査

狩猟者や市町村の協力を得て、毎年の狩猟及び許可捕獲による捕獲数及び捕獲場所を集計し、生息分布の経年変化を把握して個体数調整の事業結果を評価する。

ウ 生息密度調査

(ア) 生息密度指標調査

県内の任意の定点で糞粒法と糞塊密度調査を併用した現地調査を実施し、調査結果から生息密度分布状況を把握するとともに計画実施の評価を行う。

(イ) 狩猟カレンダーの解析

狩猟登録の際交付される狩猟者登録証を回収し、狩猟者が記録した狩猟カレンダーを解析して、得られたCPU値及びSPUE値により生息実態を把握する。その結果はシカの個体数管理の方法を評価するための指標とする。

(ウ) 捕獲個体調査

捕獲した個体から幼成獣比や雌雄比を求めるための資料採取を行うなど、生息実態を把握するための基礎調査の充実を検討する。

エ 生息環境調査

森林とその林縁あるいは農地や耕作放棄地等において、シカの生息環境に影響を及ぼす要因について情報収集に努めることとする。

(2) 計画の推進体制

ア 合意形成

本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠であり、行政、関係団体及びその他関係者がお互いに連携を密にして、合意形成を図りながら各施策を進めていく。

イ 特定鳥獣保護管理検討会

本計画を推進するため、農林業団体、学識経験者、狩猟団体、一般県民及び関係行政機関からなる「特定鳥獣保護管理検討会（ニホンジカ保護管理部会）」においてモニタリング結果等を検証し、本計画の評価を行い必要に応じて計画の見直しを行う。

ウ 関係機関の連携強化

本計画の推進に当たっては、鳥獣被害対策推進の基本体系に基づき、農家・林家・住民からの被害相談に迅速に対応するとともに、「鳥取県鳥獣被害対策連絡会議」及び各総合事務所農林局等に設置している「地区被害対策協議会」の協力を得ながら管理の各種施策を総合的に推進するとともに、近隣県との情報交換を行うなど連携を図ることとする。

(3) その他

シカの高密度生息地域はツキノワグマの生息域と重複しており、わなによりシカを捕獲しようとして誤ってクマを捕獲してしまう事例が見受けられる。本県は「鳥取県第一種特定計画（ツキノワグマ）保護計画」を策定、実施しており計画相互の整合を図るため、わなによるクマの錯誤捕獲防止のための各種指導を行うとともに、ツキノワグマの錯誤捕獲発生に際して迅速かつ安全な放獣が実施できるよう、県は各関係機関への協力要請と併せて放獣体制等の整備を推進する。

《参考》

【鳥獣被害対策推進の基本体系】

○ワンストップ窓口を、鳥獣対策センター（総合窓口）、各総合事務所農林局等（相談窓口）に設置

⇒ 農林水産部と生活環境部、農林局と生活環境局が連携して、県民等からの被害相談に対応

